

『京(みやこ)・地域福祉推進指針』の取組状況等

Ⅰ 地域福祉専門分科会について

本分科会は、地域福祉の推進に関する事項を調査審議する
(京都市社会福祉審議会運営要綱第1条第2項)

⇒具体的には・・・

本市の市町村地域福祉計画である『**京(みやこ)・地域福祉推進指針**』の進捗状況の点検・評価を行う。

※開催頻度は、指針改定年(5年間隔)は年間に複数回、改定年以外は概ね年間1回の開催。

II 地域福祉推進指針について

～基本理念～

“京都の地域力を活かし優しさのあふれる
共生の文化を推進する”

指針が目指す
3つのすがた

- 1 互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、いきいきと過ごせている
- 2 多様な活動団体が連携し、住民とともに協働の取組が推進されている
- 3 困難な課題をみんなで受け止め、重層的な支援が展開されている

重点目標1 地域における「気づき・つながり・支える」力の向上

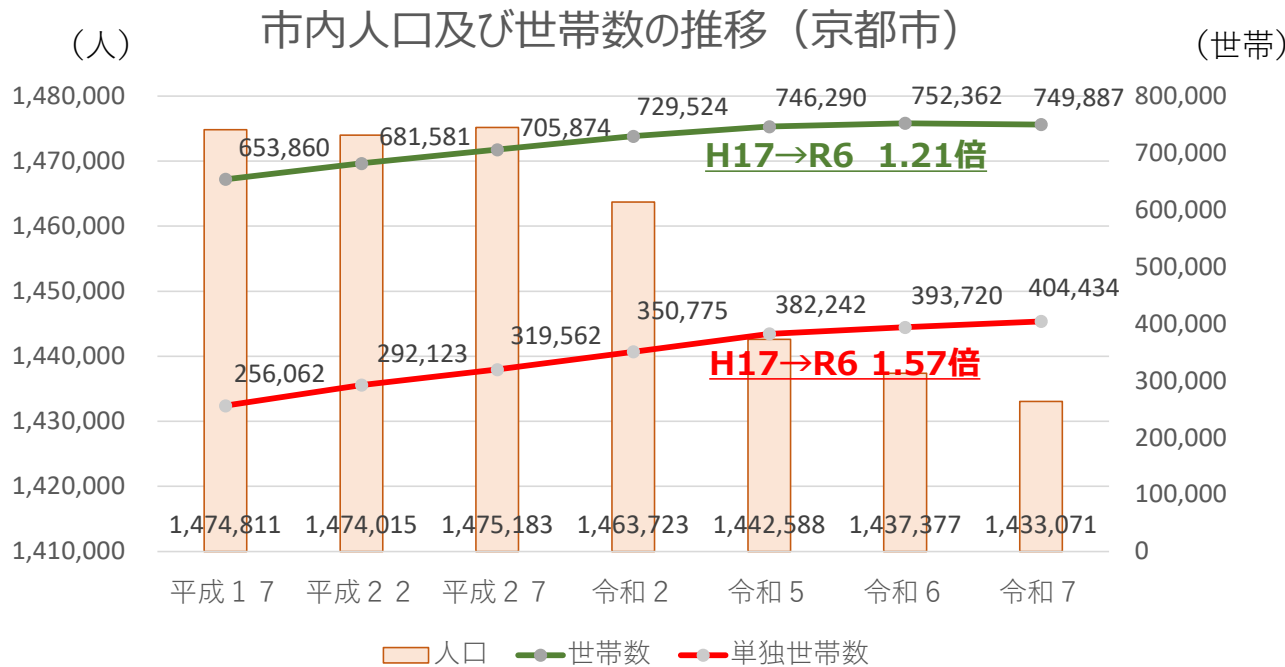
重点目標2 行政・支援関係機関等による分野横断的な支援体制の強化



Ⅲ 京都市の地域福祉をとりまく状況

1 市内人口及び世帯数の推移

- 人口減少する一方、世帯規模は縮小し、単独世帯が増加



1世帯あたりの人員

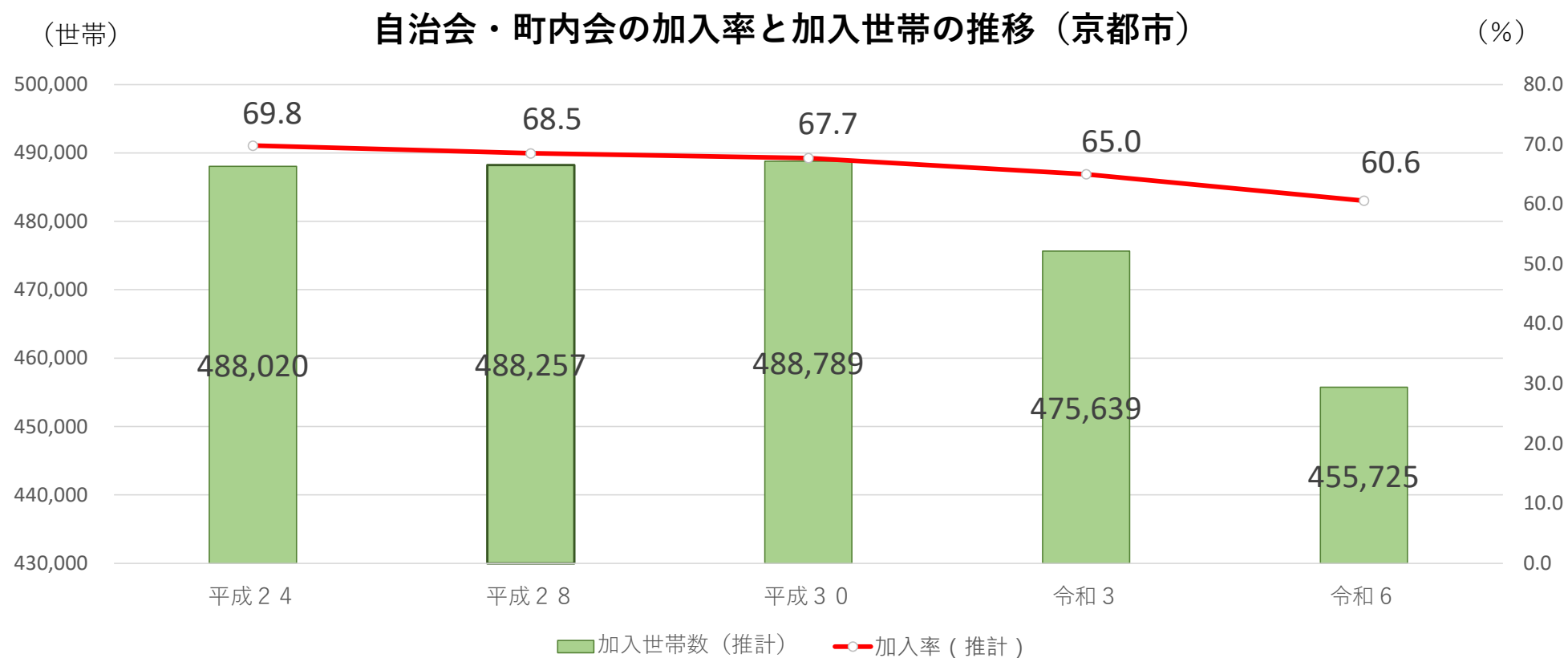
| | |
|--------|-------------|
| 平成 17年 | 2.24人 |
| 平成 22年 | 2.13人 |
| 平成 27年 | 2.05人 |
| 令和 2年 | 1.97人 |
| 令和 6年 | 1.85人 (10月) |

単独世帯数

| | |
|--------|-----------|
| 平成 17年 | 256,062世帯 |
| 平成 22年 | 292,123世帯 |
| 平成 27年 | 319,562世帯 |
| 令和 2年 | 350,775世帯 |
| 令和 5年 | 382,242世帯 |
| 令和 6年 | 393,720世帯 |
| 令和 7年 | 404,434世帯 |

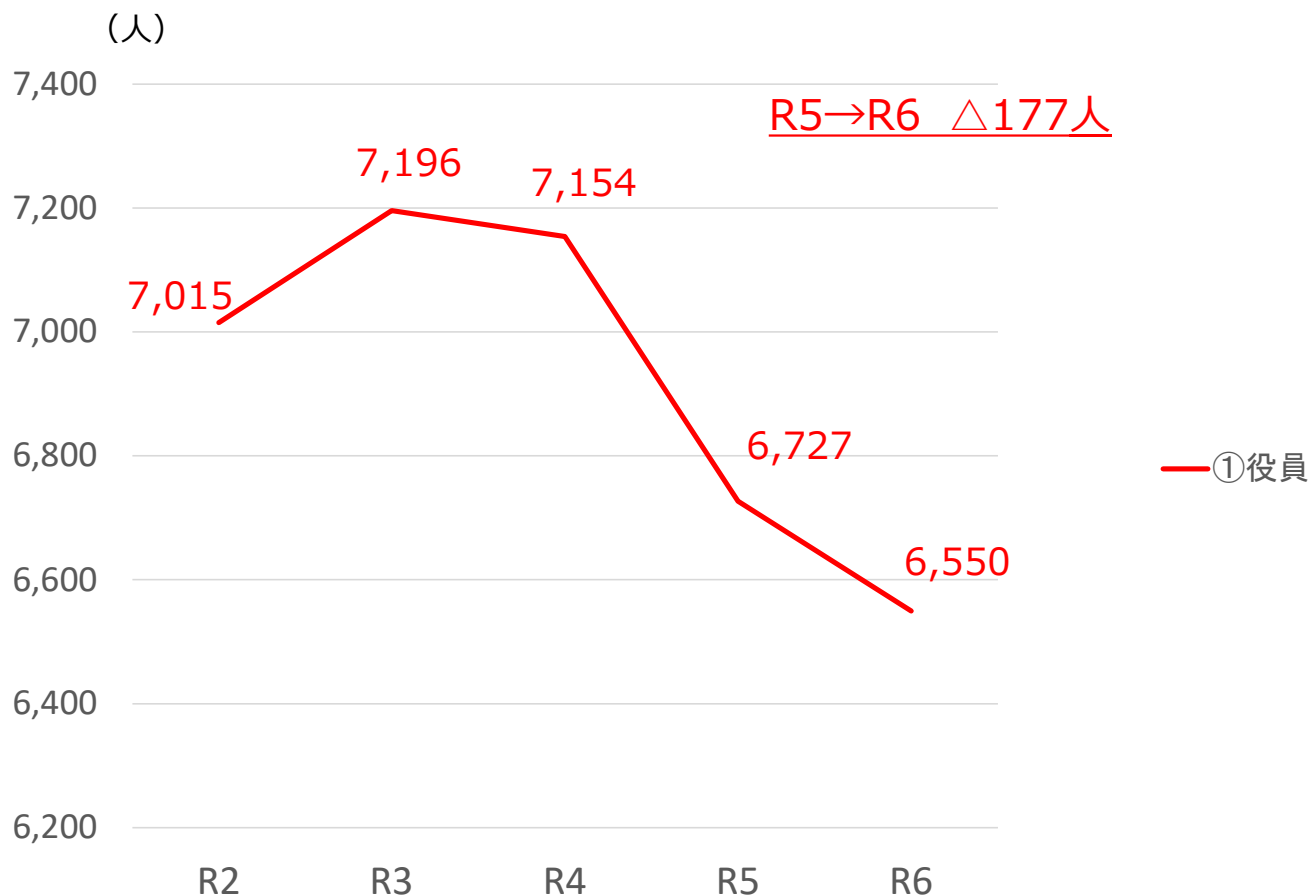
(京都市統計ポータル 国勢調査 (H17-R7) 京都市推計人口 (R5.12-R7.10)・住民基本台帳人口 (R2.10-R7.10))

2 自治会・町内会の加入率と加入世帯の推移



(京都市 令和6年度自治会・町内会アンケート報告書)

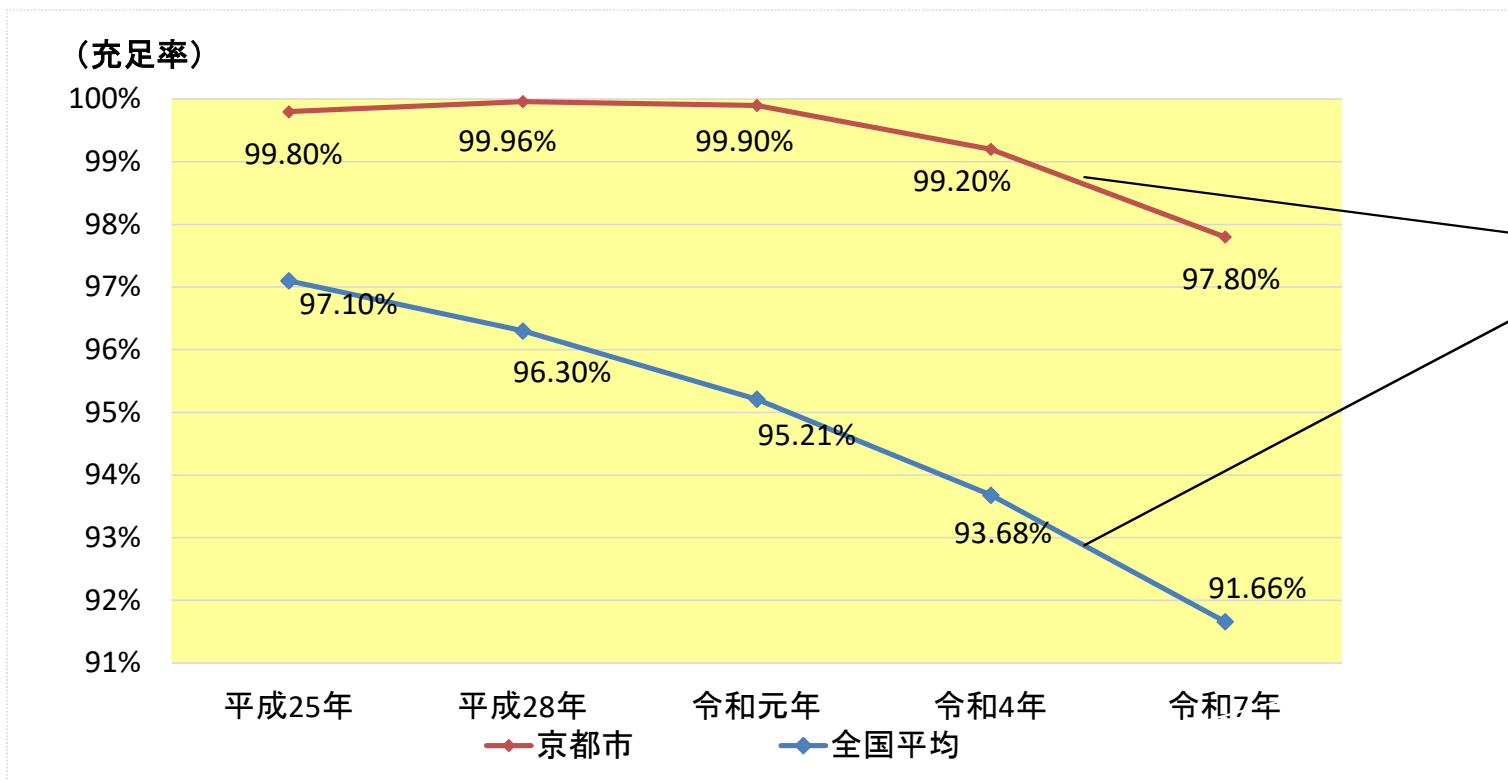
3 学区社協活動にかかる担い手の状況



(京都市社会福祉協議会 地域支援委員会資料)

| | R5 | R6 | 増△減 |
|----|-------|-------|------|
| 北 | 508 | 519 | 11 |
| 上京 | 823 | 823 | 0 |
| 左京 | 1151 | 1151 | 0 |
| 中京 | 595 | 587 | -8 |
| 東山 | 220 | 228 | 8 |
| 山科 | 575 | 543 | -32 |
| 下京 | 354 | 310 | -44 |
| 南 | 332 | 241 | -91 |
| 右京 | 793 | 795 | 2 |
| 西京 | 384 | 367 | -17 |
| 伏見 | 992 | 986 | -6 |
| | 6,727 | 6,550 | -177 |

3 一斉改選時における民生児童委員の充足率



京都市、全国平均ともに、令和4年から令和7年間に充足率の下落ポイントが大幅に増加。

<考察>

- コロナ禍以前・以後のタイミングで、地域コミュニティの基盤である町内会の加入率・加入世帯が大きく減少。
- 地域コミュニティの基盤が弱まったことで、これまで地域福祉を支えてきた各担い手（学区社協・民生委員）も比例するかのよう減少してきている状況にある。

IV 本市の地域福祉をとりまく新たな動き

京都基本構想の策定

- ・基本構想は 2050年の未来を見据え、「こういうまちであり続けたい」という、京都の理想を描くもの
- ・そこでは、京都のいまと未来への課題として担い手の減少や支え合いの精神の希薄化が挙げられており、Ⅲで地域福祉の現状を紹介したとおり、地域福祉分野の課題と相通じる。

自他の生をともに肯定し尊重し合えるまち（第三節）

⑦ 多層的でゆるやかなつながりが続く

住民自治の伝統を大切にしつつ、肩書や立場を超えて、さまざまな人々とつながりを紡ぎ続けることにより、誰もが安心して暮らし、愛着を抱くことができるまちにしていきます。

⑧ 支えあいの中で日々の生活を営める

互いに支え、支えられる関係の中で、誰ひとり取り残されることなく、自分らしく、安心して安全に過ごすことができるまちにしていきます。

⑨ ひとりひとりの個性や価値観を尊重し合える

性別や国籍などに関わらず、互いを認め、尊重し合うことで、すべてのひとが個性を発揮し、それぞれが望む生き方や暮らし方を実現できるまちにしていきます。

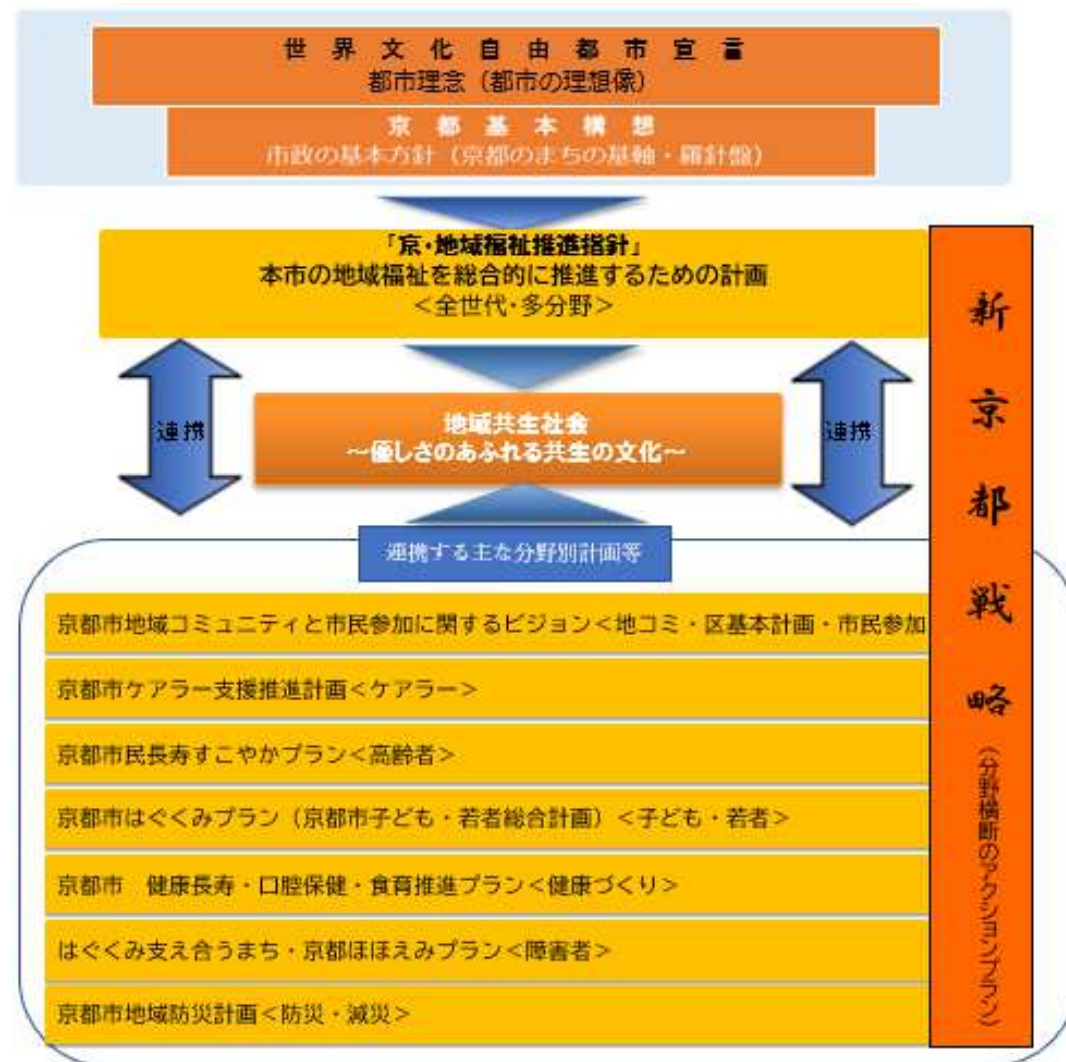
⇒また、基本構想が描くまちの将来像の一つ『自他の生をともに肯定し尊重し合えるまち』の実現は、地域福祉推進指針が目指すもの、ひいては地域共生社会の実現と価値観を大きく共有するものであり、基本構想が目指すまちと指針が目指す方向性は通底している。

指針と基本構想等との関係性

・指針は、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画として策定しており、支援を必要とする対象者の属性に応じた各分別計画等に共通する地域福祉の理念や、分野を超えて一体的に取り組むことが効果的な施策の方向性を定めている。

・令和7年12月に、京都のまちの基軸、これからの四半世紀のあり方を展望する「京都基本構想」が策定された。

・今後、指針は、分野横断のアクションプランである新京都戦略や各分野別計画と連携しながら、地域福祉を一層推進し、地域共生社会、そして、基本構想が描くまちの実現を目指していく。



基本構想が描くまちの将来像と指針における重点目標・推進項目との関係性

重点目標1 地域における「気づき・つながり・支える」力の向上

推進項目1 住民同士の支え合い活動の促進
 地域の住民同士の支え合いの活動をより一層促進し、行政や関係機関等を含めた地域のつながりを高めることで、互いに認め合い、誰もが地域から孤立せず、いきいきと安心して過ごせる地域づくりを進めます。

<主な取組項目>

| | | |
|------------------------|----------------------|---------------------|
| ① 互いに認め合う地域づくりの促進 | ② 地域福祉活動への支援、市民参加の促進 | ③ 地域における健康づくりの取組の推進 |
| ④ 地域における子育て支援の推進 | ⑤ 見守り・相談支援活動の促進 | ⑥ 居場所づくり、社会参加の取組の推進 |
| ⑦ 地域の特性に応じた支え合い活動創出の強化 | ⑧ 地域コミュニティ活性化の取組との連携 | ⑨ 災害時の要配慮者への支援の充実 |

推進項目2 多様な活動回体が連携し、住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくり
 社会福祉施設や企業、NPO、大学等、多様な機関・団体が地域住民とともに地域の活動に参画し、協働して取り組むことで、地域における支え合いの活動の充実・強化を図ります。

<主な取組項目>

| | | |
|-----------------------|-------------------------|--------------------------|
| ① 区地域福祉推進委員会の取組の充実・強化 | ② 社会福祉施設との協働による地域づくりの推進 | ③ 多様な主体の参画、連携による地域づくりの推進 |
|-----------------------|-------------------------|--------------------------|

重点目標2 行政・支援関係機関等による分野横断的な支援体制の強化

推進項目3 困難な課題をみんなで受け止め、重層的な支援を展開する体制の充実
 対応が困難な課題を、しっかりと行政・支援関係機関等が連携して受け止め、解決に向けて行政の下に支援関係機関等が連携して支援する重層的支援体制の充実を図ります。

<主な取組項目>

| |
|--|
| ① 「重層的支援体制」の推進 ・分野・属性を問わない「相談支援」、社会とのつながりや参加を支援する「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援の一体的実施 |
| ② 困難な課題に対応する事業の充実 ・地域あんしん支援員設置事業の充実 ・ひきこもり支援、不良な生活環境（ごみ屋敷）を解消するための支援、孤独・孤立対策、再犯防止対策等の取組の推進 ・地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センターの一体化施設である「ココロ（ここ）・てらす」による全庁的な相談支援体制の充実 ・多様な課題や困りを抱える子どもや子育て家庭への寄り添い支援の充実 ・生活困窮者自立支援事業の充実 ・権利擁護支援体制の充実 |

指針のいずれの『重点目標』と『推進項目』においても、

*多層的でゆるやかなつながりが続く

住民自治の伝統を大切にしつつ、肩書や立場を超えて、さまざまな人々とつながりを紡ぎ続けることにより、誰もが安心して暮らし、愛着をいただくことができるまちにしていきたいです。

*支え合いの中で日々の生活を営める

互いに支え、支えられる関係の中で、誰ひとり取り残されることなく、自分らしく、安心して安全に過ごすことができるまちにしていきたいです。

*ひとりひとりの個性や価値観を尊重し合える

性別や国籍などに関わらず、互いを認め、尊重し合うことで、すべてのひとが個性を発揮し、それぞれが望む生き方や暮らし方を実現できるまちにしていきたいです。

上記基本構想が描くまちの将来像の考え方が踏まえられたものとなっている。

V 指針の取組状況について

○重層的支援体制の推進

⇒資料3-1～3-3 参照

○福祉のまちづくり体制整備事業

⇒資料4 参照

○指針に広く関連する施策等の取組状況一覧

⇒参考3 参照

<新たな地域福祉推進に資する取組等について>

○地域コミュニティHub(ハブ)の取組状況

⇒資料5 参照

○ケアラーに対する包括的な支援体制の構築

⇒資料6-1～6-2 参照

